

3 保険料の状況

(1) 保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料基準額は、区介護保険事業計画の3年間の計画期間ごとに必要な介護サービス給付費の見込みや、高齢者人口の見込み数値等により算出する仕組みになっている。この基準額を基に所得状況に応じた（段階ごとの）保険料を設定している。

平成30年度から令和2年度までの第7期計画期間においては、第6期に引き続き、国の標準9段階を細分化し、15段階とした。また、給付費の5割の公費負担とは別枠で、低所得高齢者の保険料軽減強化策としての公費を投入した。

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間においても、低所得高齢者の保険料軽減強化策を継続するとともに、介護給付費準備基金を活用することにより、第7期と同じく15段階とし、保険料を据え置いた。

令和6年度から令和8年度までの第9期計画期間においては、国の標準13段階を細分化し、20段階とした。高所得高齢者の保険料の引き上げ及び公費の投入により、低所得高齢者の保険料軽減を継続するとともに、介護給付費準備基金を活用することにより、保険料の増額を抑制している。

(2) 保険料の推移（第1期～第9期）

保険料は、高齢者の増加に伴う給付費の増により上昇傾向にあり、第1期（平成12～14年度）の2,983円から第9期（令和6～8年度）の6,107円と約2倍となっている。

第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)	第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)
2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円	6,107円

(3) 保険料の徴収

第1号被保険者の介護保険料は、年金の定期支払い（年6回）の際に、年金から所得段階別の保険料があらかじめ差し引かれる『特別徴収』が原則である。しかし、年金が年額18万円に満たない場合等は、区から送付する納付書で、毎月末日までに納付する『普通徴収』となる。

第2号被保険者の介護保険料は、医療保険（国民健康保険等）の保険料の一部として一括して徴収される（保険料の額等は医療保険によって異なる。）。

第1号被保険者の所得段階別保険料額

令和3年度～令和5年度〔第8期計画期間〕

※第1段階・第2段階・第3段階の上段は軽減前、下段は軽減後の保険料額

所得段階	対象者		保険料率	年額保険料
第 1 段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下		0.50	36,100 円
			0.30	21,700 円
第 2 段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.70	50,600 円
0.45			32,500 円	
第 3 段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.75	54,200 円
			0.70	50,600 円
第 4 段階	者がいるに住民税課税非課税で世帯本人が住民税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.85	61,400 円
第 5 段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	1.00	72,200 円
第 6 段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満	1.15	83,100 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.25	90,300 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.40	101,100 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	1.65	119,200 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	1.80	130,000 円
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満	2.10	151,700 円
第 12 段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2.50	180,600 円
第 13 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満	2.80	202,300 円
第 14 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.20	231,200 円
第 15 段階		合計所得金額が 3,000 万円以上	3.50	252,800 円

令和6年度～令和8年度〔第9期計画期間〕

※第1段階・第2段階・第3段階の上段は軽減前、下段は軽減後の保険料額

※第9・10段階及び第14・15段階については、第10期計画期間以降、国による基準額に対する割合の見直しに応じて、統合を予定している。

(令和8年4月1日現在)

所得段階	対象者		保険料率	年額保険料
第 1 段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下		0.455	33,400 円
			0.285	20,900 円
第 2 段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超 120 万円以下	0.63	46,200 円
0.43			31,600 円	
第 3 段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.69	50,600 円
			0.685	50,300 円
第 4 段階	いる税課税者が世帯に住民税非課税で本人が住民	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下	0.85	62,400 円
第 5 段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超	1.00	73,300 円
第 6 段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満	1.15	84,300 円
第 7 段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.25	91,700 円
第 8 段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.40	102,700 円
第 9 段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	1.70	124,700 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 420 万円未満	1.80	132,000 円
第 11 段階		合計所得金額が 420 万円以上 500 万円未満	1.90	139,300 円
第 12 段階		合計所得金額が 500 万円以上 620 万円未満	2.10	154,000 円
第 13 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2.30	168,600 円
第 14 段階		合計所得金額が 720 万円以上 750 万円未満	2.40	176,000 円
第 15 段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	2.55	187,000 円
第 16 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	2.85	209,000 円
第 17 段階		合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	3.10	227,300 円
第 18 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.30	241,900 円
第 19 段階		合計所得金額が 3,000 万円以上 4,000 万円未満	3.60	263,900 円
第 20 段階		合計所得金額が 4,000 万円以上	3.90	285,900 円

所得段階別及び徴収区分別 第1号被保険者数

(各年度末現在 単位：人)

所得 段階	3年度				4年度			
	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率
1	4,757	1,809	6,566	14.8%	4,784	1,775	6,559	14.8%
2	2,351	434	2,785	6.3%	2,480	411	2,891	6.5%
3	2,405	433	2,838	6.4%	2,468	400	2,868	6.5%
4	3,684	715	4,399	9.9%	3,574	686	4,260	9.6%
5	3,802	236	4,038	9.1%	3,789	205	3,994	9.0%
6	4,555	596	5,151	11.6%	4,506	494	5,000	11.3%
7	5,503	707	6,210	14.0%	5,495	632	6,127	13.8%
8	3,364	555	3,919	8.8%	3,377	490	3,867	8.7%
9	1,486	232	1,718	3.9%	1,434	226	1,660	3.8%
10	1,184	206	1,390	3.1%	1,200	210	1,410	3.2%
11	1,403	319	1,722	3.9%	1,421	313	1,734	3.9%
12	642	208	850	1.9%	732	224	956	2.2%
13	1,162	437	1,599	3.6%	1,265	454	1,719	3.9%
14	344	145	489	1.1%	354	152	506	1.1%
15	438	175	613	1.4%	495	195	690	1.6%
合計	37,080	7,207	44,287	100.0%	37,374	6,867	44,241	100.0%

所得 段階	5年度				6年度				7年度			
	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率	特別 徴収	普通 徴収	計	構成 比率
1	4,746	1,676	6,422	14.5%	4,534	1,655	6,189	13.9%	4,464	1,583	6,047	13.6%
2	2,472	415	2,887	6.5%	2,459	375	2,834	6.4%	2,246	376	2,622	5.9%
3	2,509	409	2,918	6.6%	2,463	382	2,845	6.4%	2,454	394	2,848	6.4%
4	3,422	701	4,123	9.3%	3,221	726	3,947	8.9%	3,208	688	3,896	8.7%
5	3,848	191	4,039	9.1%	3,935	166	4,101	9.2%	3,737	161	3,898	8.7%
6	4,658	493	5,151	11.6%	4,151	488	4,639	10.4%	3,997	457	4,454	10.0%
7	5,503	649	6,152	13.9%	5,529	638	6,167	13.9%	5,581	623	6,204	13.9%
8	3,336	515	3,851	8.7%	3,623	533	4,156	9.3%	3,748	620	4,368	9.8%
9	1,494	241	1,735	3.9%	1,600	261	1,861	4.2%	1,713	286	1,999	4.5%
10	1,168	217	1,385	3.1%	323	46	369	0.8%	349	54	403	0.9%
11	1,473	331	1,804	4.1%	1,019	193	1,212	2.7%	1,098	216	1,314	2.9%
12	678	228	906	2.0%	897	200	1,097	2.5%	971	211	1,182	2.7%
13	1,196	477	1,673	3.8%	525	124	649	1.5%	515	126	641	1.4%
14	346	179	525	1.2%	142	41	183	0.4%	138	37	175	0.4%
15	505	220	725	1.6%	769	246	1,015	2.3%	851	265	1,116	2.5%
16	-	-	-	-	826	317	1,143	2.6%	803	362	1,165	2.6%
17	-	-	-	-	427	211	638	1.4%	469	210	679	1.5%
18	-	-	-	-	364	220	584	1.3%	417	228	645	1.4%
19	-	-	-	-	185	114	299	0.7%	199	105	304	0.7%
20	-	-	-	-	372	175	547	1.2%	434	195	629	1.4%
合計	37,354	6,942	44,296	100.0%	37,364	7,111	44,475	100.0%	37,392	7,197	44,589	100.0%

※比率は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

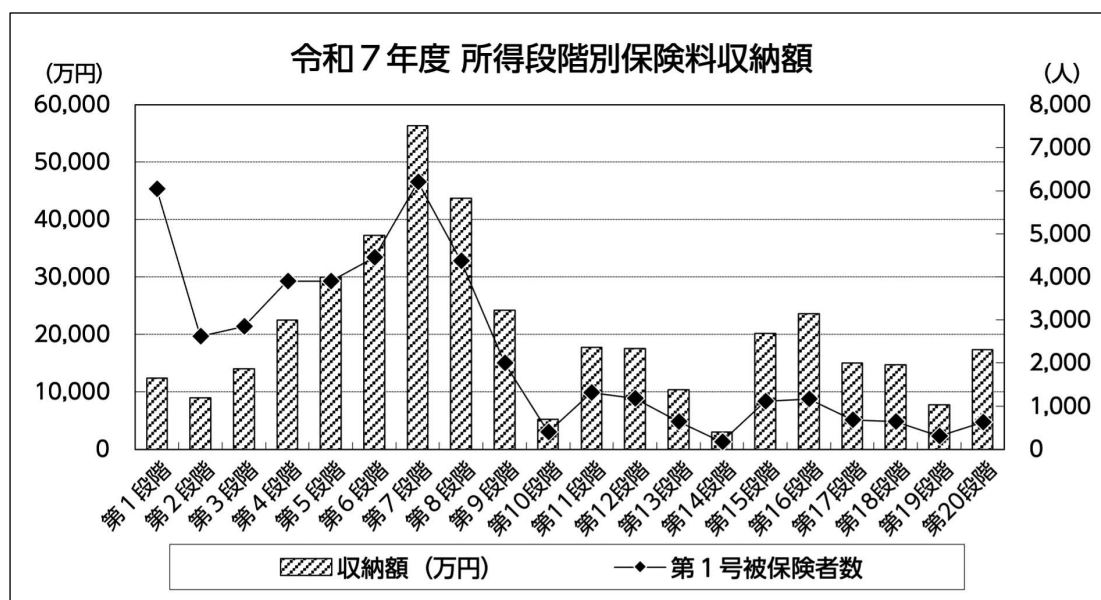
第1号被保険者の介護保険料の収納状況

【令和7年度】

(単位：円)

所得段階	調定額	収納額	収納率	
			7年度	6年度
第1段階	125,691,000	123,689,400	98.4%	98.3%
第2段階	89,378,800	89,110,800	99.7%	99.7%
第3段階	145,124,400	140,329,800	96.7%	96.9%
第4段階	228,066,800	224,466,500	98.4%	98.5%
第5段階	301,639,000	299,815,200	99.4%	99.3%
第6段階	375,414,200	372,327,500	99.2%	99.1%
第7段階	570,461,500	563,576,900	98.8%	98.7%
第8段階	442,119,300	436,985,600	98.8%	98.9%
第9段階	243,564,700	241,478,400	99.1%	99.2%
第10段階	51,964,000	51,775,000	99.6%	99.8%
第11段階	178,208,700	177,288,300	99.5%	99.3%
第12段階	177,231,000	175,487,400	99.0%	99.1%
第13段階	105,008,100	104,019,500	99.1%	99.3%
第14段階	30,271,100	29,775,900	98.4%	98.8%
第15段階	202,977,900	201,116,200	99.1%	99.1%
第16段階	237,787,200	235,561,200	99.1%	99.0%
第17段階	150,276,800	149,551,200	99.5%	98.9%
第18段階	148,886,000	146,927,600	98.7%	98.9%
第19段階	77,958,500	76,900,400	98.6%	99.5%
第20段階	174,683,800	173,408,100	99.3%	99.3%
過年度賦課分 (所得段階区分せず)	5,390,800	4,837,300	89.7%	94.3%
合計	4,062,103,600	4,018,428,200	98.9%	98.9%

	調定額	収納額	不納欠損額	収納率
滞納繰越分	83,521,300	15,449,600	29,358,100	18.5%



保険料の徴収区分別収納状況

(単位：円)

			調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額	収納率
3年度	現年	特別徴収	2,979,093,800	2,979,093,800	0	0	100.0%
		普通徴収	676,505,500	626,107,000	0	50,398,500	92.6%
		小計	3,655,599,300	3,605,200,800	0	50,398,500	98.6%
	滞納繰越		96,404,300	15,658,600	32,237,200	48,508,500	16.2%
	合計		3,752,003,600	3,620,859,400	32,237,200	98,907,000	96.5%
4年度	現年	特別徴収	3,064,918,700	3,064,918,700	0	0	100.0%
		普通徴収	641,108,700	592,686,400	0	48,422,300	92.4%
		小計	3,706,027,400	3,657,605,100	0	48,422,300	98.7%
	滞納繰越		98,559,800	15,817,900	32,772,000	49,969,900	16.0%
	合計		3,804,587,200	3,673,423,000	32,772,000	98,392,200	96.6%
5年度	現年	特別徴収	3,098,319,000	3,098,319,000	0	0	100.0%
		普通徴収	631,772,800	590,449,800	0	41,323,000	93.5%
		小計	3,730,091,800	3,688,768,800	0	41,323,000	98.9%
	滞納繰越		97,905,200	19,655,700	32,911,400	45,338,100	20.1%
	合計		3,827,997,000	3,708,424,500	32,911,400	86,661,100	96.9%
6年度	現年	特別徴収	3,214,485,700	3,214,485,700	0	0	100.0%
		普通徴収	737,634,900	694,850,500	0	42,784,400	94.2%
		小計	3,952,120,600	3,909,336,200	0	42,784,400	98.9%
	滞納繰越		86,255,100	15,624,100	29,614,300	41,016,700	18.1%
	合計		4,038,375,700	3,924,960,300	29,614,300	83,801,100	97.2%
7年度	現年	特別徴収	3,299,501,900	3,299,501,900	0	0	100.0%
		普通徴収	762,601,700	718,926,300	0	43,675,400	94.3%
		小計	4,062,103,600	4,018,428,200	0	43,675,400	98.9%
	滞納繰越		83,521,300	15,449,600	29,358,100	38,713,600	18.5%
	合計		4,145,624,900	4,033,877,800	29,358,100	82,389,000	97.3%

※収納額は、収入額から還付未済を差し引いた金額である。

※各年度5月31日現在の金額となっている。

(4) 保険料の個別減額

申請した月から、次の条件を全て満たす方の保険料を、第1段階と同率に減額する制度である。

- ①介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階であること。
- ②世帯の前年の収入が1人世帯で120万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）。
- ③世帯で所有する預貯金が、1人世帯で240万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）。
- ④居住用以外の土地又は建物を所有していないこと。
- ⑤住民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ⑥住民税課税者の扶養を受けていないこと。
- ⑦原則として保険料を滞納していないこと。

年度	承認件数	減額金額
3年度	1件	10,800円
4年度	0件	0円
5年度	1件	10,800円
6年度	0件	0円
7年度	0件	0円

(5) 保険料の減免・徴収猶予

次の場合に、被保険者に対して、申請に基づき実情を調査の上、保険料の減額・免除や徴収の猶予を行う制度である。

- ①災害により損害を受けた場合
- ②世帯の生計中心者の死亡等により著しく生活が困難になった場合
- ③東日本大震災により被災した場合
- ④新型コロナウイルス感染症の影響（令和2～4年度のみ）

（単位：件）

年度	災害等による 減免・猶予	東日本大震災 被災者	新型コロナ ウイルス感染症	合計
3年度	2	3	501	506
4年度	0	3	255	258
5年度	0	3	—	3
6年度	3	2	—	5
7年度	0	1	—	1